

平成26年(ワ)第9825号

安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原 告 関 千枝子 ほか272名

被 告 国 ほか2名

答 弁 書

平成26年9月16日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

被告国指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房民事訟務課

民事訟務対策官	小	山	綾	子	
課付	福	澤	純	治	
課付	宮	川	広	臣	
法務専門官	石	川	裕	一	
第一係長	大	峯		隆	
法務事務官	大	坪	摩	利	
法務事務官	石	原	裕	二	

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 志村宛て）

(電話 03-5213-1293)

(FAX 03-3515-7308)

部	付	長	澤	範	
部	付	南	部	崇	
部	付	田野倉	真	也	
上席訟務官		伊	藤	隆	
訟務官	内	田	高	城	
訟務官	加	藤	玲	磨	
訟務官	引	地	富美子	弓地	
訟務官	運	天	盛	之	
訟務官	志	村	直	之	
法務事務官	後	藤	宏	喜	

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房

内閣参事官	平	光	信	隆	
内閣事務官	浦	上	三	四	

第1 請求の趣旨に対する答弁	4
第2 本案前の答弁の理由	4
1 原告閻千枝子及び原告李熙子の主張	4
2 原告閻らに本件参拝の違憲確認を求める利益がないこと	4
第3 求訟明の申立て	6
第4 請求の原因に対する認否	6
第5 被告国の中張	10
1 はじめに	10
(1) 事案の概要	10
(2) 被告国の中張の要旨	11
2 本件参拝によって原告らの法的利益が侵害されたとはいえないこと	11
(1) 信教の自由の侵害がないこと	11
(2) 宗教的人格権の侵害がないこと	13
(3) 平和的生存権の侵害がないこと	15
(4) 在韓原告らの名誉権等の侵害がないこと	17
3 本件参拝は公務員の職務行為として行われたものではないこと	22
第6 結語	25

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨3項の原告閔千枝子及び原告李熙子の請求に係る訴えをいずれも却下する
- 2 請求の趣旨5項記載の原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分については、原告らの負担とする
との判決を求める。

なお、請求の趣旨5項につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 原告閔千枝子及び原告李熙子の主張

原告閔千枝子及び原告李熙子（以下、上記2名を「原告閔ら」という。）は、請求の趣旨3項において、被告国に対し、被告安倍晋三（以下「被告安倍」という。）が平成25年12月26日に靖國神社に参拝したこと（以下「本件参拝」という。）は、政教分離原則（憲法20条3項等）に違反するとともに、原告閔らの信教の自由（同条1項）、宗教的人格権（同13条等）等を侵害し、違憲であるとして、本件参拝が違憲であることの確認を求めている（訴状第8・46、47ページ。以下「本件各違憲確認請求」という。）。

2 原告閔らに本件参拝の違憲確認を求める利益がないこと

- (1) しかしながら、一般に、確認の訴えは、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を

得ることが必要かつ適切な場合に限り許される（最高裁昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082ページ参照）。

しかるところ、後記第5の2で述べるとおり、人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものでないから、被告安倍が靖國神社を参拝することによって、原告関らの心情ないし宗教上の感情等が害され、不快の念を抱いたとしても、同人らの法的利益が侵害されたとは認められない。

したがって、本件参拝によって、現に、原告関らの有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、本件各違憲確認請求は、本件参拝が政教分離原則（憲法20条3項等）に違反していることの確認を求める尽きており、原告関らの法律的地位に関わらない法律関係の確認を求めるものであるから、原告関らに確認の利益はない。

(2) また、過去の事実又は過去の法律関係の確認は、原則として許されず（新堂幸司・新民事訴訟法第四版262ページ、最高裁昭和32年11月1日第二小法廷判決・民集11巻12号1819ページ）、現在の法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要と認められる時に限り許されるものとされている（最高裁平成7年3月7日第三小法廷判決・民集49巻3号893ページ）。

しかし、本件参拝は、単なる過去の事実行為であり、本件参拝が違憲であるか否かも過去の法律関係であるにすぎない。本件参拝により何らかの法的利害が侵害されていると主張するのであれば、本件において実際に原告関ら以外の原告271名が請求しているとおり、損害賠償請求訴訟によって端的にその権利侵害による法的利害の回復を求めるべきであって、その原因である事実を対象としてその違憲確認を求めるとはう遠である。

そして、原告関ら自身も、被告らに損害賠償を請求しているのであるから（請求の趣旨5項）、これに加えて、本件参拝の違憲確認を求めることが、

原告閥らの主張する利益の救済手段として、最も適切かつ必要であるとは認められない。

(3) したがって、本件各違憲確認請求に係る訴えは、確認の利益を欠き、不適法である（同種事案について最高裁平成18年6月23日第二小法廷判決〔集民220号573ページ。以下「最高裁平成18年判決」という。〕も同旨を判示している。）。

第3 求釈明の申立て

原告 [] （訴状65ページ）、原告 [] （同68ページ）、原告 []
[] （同74ページ）、原告 [] （同80ページ）及び原告 [] （同
ページ。以下、上記5名を「原告 [] ら」という。）は、平成26年4月11
日、大阪地方裁判所に対し、國ほか2名を被告として、本件参拝により信教の
自由等を侵害されたことを理由とする本訴請求と同様の損害賠償等を求めて訴
訟を提起し（大阪地裁平成26年（ワ）第3340号、乙第1号証（原告番号
103, 172, 299, 491及び496）），同訴状は被告國に同年6月
12日に送達され、同訴訟は、現在、大阪地方裁判所に係属中である。

したがって、原告 [] らの被告國に対する損害賠償の訴えは、二重起訴の禁
止（民事訴訟法142条）に該当し、訴訟要件を欠いている疑いがあるから、
本訴請求と大阪地方裁判所に提起した上記訴訟とのいずれも各裁判所に審理を
求めるのか、また、両訴訟の前訴、後訴の関係を明らかにされたい。

第4 請求の原因に対する認否

被告國は、訴状記載の請求の原因について、現時点で必要と認める範囲にお
いて認否する。なお、後記第5で詳述する被告國の主張に反する点については、
否認ないし争うものである。

1 「第1 当事者」（訴状7ないし9ページ）について

(1) 「1 原告ら」について

原告らの事情等は不知。

(2) 「2 被告靖國神社」について

被告靖國神社が宗教法人法による宗教法人であることは認める。

(3) 「3 被告安倍晋三」について

被告安倍が、本件参拝が行われた平成25年12月26日当時、内閣総理大臣の地位にあったことは認める。

2 「第2 被告靖國神社の沿革と役割」(訴状9ないし15ページ)について

被告靖國神社が、昭和26年4月3日に施行された宗教法人法に基づき、東京都知事により規則の認証を受け、昭和27年9月30日設立登記を完了して同法の規定による宗教法人として設立されたことは認める。その余は被告靖國神社に関する事実であるから、認否の限りでない。

3 「第5 被告安倍の靖國神社への参拝と靖國神社の協力行為」について

(1) 「1 本件参拝へ至る経緯」(訴状20ないし25ページ)について

被告安倍が内閣総理大臣を務めたいわゆる第一次安倍内閣は、平成18年9月26日から平成19年9月26日までであり、平成19年「8月27日」までではない。

原告らが指摘する被告安倍の著書に原告らが引用する記載があること、原告らが指摘する新聞記事等において、原告らが引用する記載を含む報道がされていること、原告らが指摘する国会（委員会）における答弁において、原告らが引用する発言を含む答弁がされたことは、認める。なお、訴状第5の1(2)1段落目（22ページ）の引用に係る記事は、毎日新聞ではなく、読売新聞の記事である。

第一次安倍内閣当時に教育基本法が改正されたことは認めるが、同法2条5号の文言は、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度

を養うこと。」である。また、学校教育法上、被告国が、一定の「教科書の採択を推奨」することはあり得ない。

(2) 「2 被告安倍の本件参拝行為」(訴状25ないし29ページ)について
被告安倍が、平成25年12月26日午前11時20分頃、モーニング姿で公用車に乗って首相官邸を出発し、同日午前11時30分頃、靖國神社に到着し、鎮靈社を参拝した後、本殿入口で一礼し、本殿内で2回礼をし、2回拍手し、更に一礼して参拝したこと(本件参拝)は認める。

被告安倍が、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳したこと、被告安倍が献花料を支払ったこと、本殿の入口の両側に置いてあった花に「内閣総理大臣 安倍晋三」と書かれた札が付されていたことは認める。

なお、玉ぐし料は公費でも私費でも支払われておらず、被告安倍は、私費で10万円の献花料を支払った。

本件参拝後、被告安倍が、報道各社のインタビューに対し、原告らが引用する内容を含む応答をしたことは認める。

本件参拝後、被告安倍が、本件参拝に関する談話を発表したことは認める。

(3) 「3 被告靖國神社の参拝受入れ」(訴状29ページ)について

被告靖國神社に関する事実であるから、認否の限りでない。

(4) 「4 本件参拝への国内外の批判や反響」(訴状29ないし32ページ)
について

原告らが指摘する新聞記事等において、原告らが引用する内容を含む世論調査結果、与野党幹部・政府関係者の発言、国外の反響が報道されたこと、インターネット上のサイトに原告らが引用する宗教団体の見解が掲載されたことは、認める。

(5) 「5 まとめ」(訴状32ページ)について
否認ないし争う。

4 「第6 本件参拝行為及び本件参拝受入行為の違憲性乃至違法性、原告らの

「被った損害」(訴状32ないし43ページ)について
争う。

5 「第7 本件参拝及び本件参拝受入行為の差止め」(訴状43ないし46ページ)について

被告安倍及び被告靖國神社に対する請求に関する主張であるから、認否の限りでない。

6 「第8 違憲の確認」(訴状46, 47ページ)について
争う。

7 「第9 被告国の責任(国家賠償責任)」(訴状47ないし49ページ)について

被告安倍が、本件参拝の時点で内閣総理大臣の地位にあったことは認めるが、
本件参拝の際、「玉串料を納め」たことは否認する。前記3(2)のとおり、被告安倍は、私費で献花料を支払ったものであり、本件参拝は内閣総理大臣の公務として行われたものではない。その余は争う。

8 「第10 被告安倍の個人責任」(訴状49, 50ページ)について
被告安倍に対する請求に関する主張であるから、認否の限りでない。

9 「第11 被告靖國神社の責任」(訴状50ないし52ページ)について
被告靖國神社に対する請求に関する主張であるから、認否の限りでない。

10 「第12 憲法判断のあり方」(訴状52, 53ページ)について

裁判所は、主文の判断に必要であるか否かを問わず憲法判断を行うことができ、本件についても積極的に憲法判断を行うべきであるとする点は、争う。原告の引用する福岡地方裁判所平成16年4月7日判決(判例タイムズ1157号125ページ)及び大阪高等裁判所平成17年9月30日判決(訟務月報52巻9号2801ページ)は、国家賠償請求訴訟において、被侵害法益が存在しないとして請求を棄却し、あるいは請求を棄却した一審の判断を維持したものであるが、いずれの判決も、被侵害法益が存在しないと判断した以上、他の

権利発生要件である侵害行為に関する判断をする必要はなかったにもかかわらず、これを行い、被告が上訴審による審査を受ける余地のない形で憲法判断を示したものであり、違憲審査の在り方を誤ったものであるから参考にならない。

この点、付隨的違憲審査制を探る我が国における違憲立法審査権の行使の在り方については、最高裁判所平成26年7月9日第二小法廷決定（裁判所時報1607号1ページ）における千葉勝美裁判官の補足意見が参考にされるべきである。同裁判官は、「裁判所が、事件の結論を導くのに必要かつ十分な法律判断に加えて、当事者の主張に対する念のための応答として憲法判断を付加的に判示することは、（中略）ブランダイス・ルールないしその精神に照らして疑問のあるところといわなければなら」ず、「上訴審による審査を受ける余地のない形で下級審において憲法判断がされるという点でも、違憲立法審査権の行使の在り方としてその当否が問題となる」としている。

11 「第13 請求原因の背景事実」（訴状54ないし59ページ）について

本件の争点との関係が必ずしも明らかでない原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。なお、後記第5の3で述べるとおり、本件参拝は、被告安倍が私人としての立場で行ったものであるから、本件参拝が内閣総理大臣の資格による公式参拝であるとする点は争う。

12 「第14 結語」（訴状59ページ）について

争う。

第5 被告国の主張

1 はじめに

(1) 事案の概要

請求の趣旨5項の原告らの被告国に対する請求（以下「本件各国賠請求」という。）は、要するに、原告らが、本件参拝は、被告安倍が内閣総理大臣としての資格で職務として行ったものであり、本件参拝によって、原告らの

信教の自由、宗教的人格権等といった権利ないし利益が侵害されたとして、被告国に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めるものである。

（2）被告国の主張の要旨

しかしながら、本件参拝によって、原告らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。このことは、最高裁平成18年判決等から既に明らかであり、原告らの本件各國賠請求は、その余の要件について判断するまでもなく理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

なお、上記のとおり、本件各國賠請求は法的利益の侵害がない点で既に要件を欠いているから、その余の要件については検討するまでもないが、なお念のため述べると、被告安倍による本件参拝は、内閣総理大臣としての資格で行われたものではなく、公務員の職務行為として行われたものではない。

したがって、原告らの本件各國賠請求は、この点においても国賠法1条1項の要件を具備せず、理由がない。

以下、詳述する。

2 本件参拝によって原告らの法的利益が侵害されたとはいえないこと

（1）信教の自由の侵害がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、本件参拝は、原告らに対し、戦没者を神として祀る靖國神社の教義に賛同し「御英靈」に哀悼の誠を捧げ、靖國神社で冥福を祈ることを強要するものであるから、本件参拝により原告らの信教の自由（憲法20条1項）が侵害された旨主張する（訴状第6の4・36ページ）。

イ 本件参拝が原告らの信教の自由を侵害するものでないこと

（ア）憲法20条1項が保障する信教の自由は、自己の信仰と相いれない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を

伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請するものである（最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ（殉職自衛隊員合祀事件），以下「最高裁昭和63年判決」という。）。

そして，「信教の自由の保障は，国家から公権力によってその自由を制限されることなく，また，不利益を課せられないとの意味を有するものであり，国家によって信教の自由が侵害されたといいうるためには，少なくとも国家による信教を理由とする不利益な取扱又は強制・制止（括弧内略）の存在することが必要」（瀬戸正義・最高裁判所判例解説民事篇昭和63年度199ページ）であり，この点については，原告らも異論がないものと解される。

(イ) しかるに，人が神社に参拝する行為自体は，他人の信仰生活等に対して圧迫，干渉を加えるような性質のものではなく，このことは，内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではない（最高裁平成18年判決）。

そして，被告安倍による本件参拝についても，これが原告らに何らかの信仰，宗教的行為等を強要し，あるいは，原告らの信教の自由につき不利益な取扱いや強制を伴うものではないから，本件参拝が原告らの信教の自由を侵害するものでないことは明白である。

(ウ) これに対し，原告らは，被告安倍が本件参拝当日に発表した「恒久平和への誓い」と題する談話（乙第2号証）に「国のために戦い，尊い命を犠牲にされた御英靈に対して，哀悼の誠を捧げる」とともに，「御靈安らかなれとご冥福をお祈りしました」との表現があることを根拠として，本件参拝によって被告安倍が原告らに上記のような行為（哀悼の意を捧げたり，冥福を祈る行為）を強要されたかのように主張するようである（訴状第6の4・36ページ）。

しかしながら、原告らが引用する、上記談話中の上記各表現は、いずれも被告安倍が自らによる本件参拝の事実を報告する文脈で用いられたものであって（乙第2号証第1段落）、第三者にこれを強要する趣旨のものでないことは明白であるから、上記談話を根拠に信仰等を強要されたとする原告らの主張は、失当というほかない。

ウ 小括

以上のとおり、本件参拝によって、原告らの信教の自由が侵害されたとは認められない。

（2）宗教的人格権の侵害がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、「宗教的人格権」を、親しい者の死について静謐の中で宗教上の思考を巡らせ、行為をなし、国家によって人の「生」「死」「魂」を意味づけされない権利と定義する。その上で、原告らは、本件参拝は、戦没者が国のために戦い戦場で倒れたことが「私たちの平和と繁栄」のためである等の意味づけを行い、冥福を祈るという特定の宗教行為を行うものであるから、本件参拝により原告らの宗教的人格権が侵害された旨主張する（訴状第6の5・36、37ページ、同7(1)・39ページ）。

イ 本件参拝によって原告らのいう「宗教的人格権」が侵害されたとは認められないこと

原告らのいう「宗教的人格権」は、定義そのものが抽象的かつ不明確であって、具体的な権利内容、根拠規定、主体、法的効果等のどの点をとっても一義性に欠け、その外延を画することすらできない極めて曖昧なものといわざるを得ない。原告らは、山口地方裁判所昭和54年3月22日判決（訟務月報25巻7号1754ページ）によって、原告らのいう宗教的人格権が権利として確立された旨主張するようであるが、同判決は、上告審である最高裁昭和63年判決の一審判決であり、最高裁昭和63年

判決によって取り消されたものであるから、先例としての価値はない。そうすると、要するに、原告らの主張は、被告安倍による本件参拝が、戦没者について宗教的意味づけをするものであると感じ、自己の信仰にそぐわないとして不快の感情を抱き、宗教的感情が害されたというものと解される。

最高裁平成18年判決は、内閣総理大臣が靖國神社を参拝した行為によって、「戦没者が靖國神社に祀られているとの観念を受け入れるか否かを含め、戦没者をどのように回顧し祭祀するか、しないかに関して（公権力からの圧迫、干渉を受けずに）自ら決定し、行う権利ないし利益」が侵害され、精神的苦痛を受けたとして、上告人（一審原告）らが国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案について、「人が神社に参拝する行為 자체は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めるることはできないと解するのが相当である」とした上、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した行為によって、「上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえ」ず、「上告人らの損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない」ものとしてこれを棄却した原審の判断を維持した。

原告らのいう宗教的人格権は、結局のところ、最高裁平成18年判決において問題とされた上記「心情ないし宗教上の感情」と異なるものではなく、本件参拝によって原告らのいう宗教的人格権の侵害があったと認められないことは、同判決から既に明らかというべきである。

ウ 小括

以上のとおり、本件参拝によって原告らのいう「宗教的人格権」が侵

害されたとは認められない。

(3) 平和的生存権の侵害がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、憲法前文は平和的生存権を保障しており、憲法9条に違反する国の戦争遂行、武力行使、戦争準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又はその危機にさらされる場合や、戦争遂行等への加担、協力を強制されるような場合には、平和的生存権に基づき、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法で救済を求めることができるとする。その上で、原告らは、戦争の準備行為に当たる本件参拝によって原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされ、あるいは戦争等による被害や恐怖にさらされるに至ったから、原告らの平和的生存権が侵害された旨主張する（訴状第6の6・37ないし39ページ、同7(2)・40ページ）。

イ 本件参拝によって原告らのいう「平和的生存権」が侵害されたとは認められないこと

(ア) 本件参拝によって、原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされたとはおよそ認められないが、そもそも、原告らのいう「平和的生存権」は、損害賠償の対象となり得るような法的利益とは認められないから、原告らの主張は前提を欠く。

すなわち、原告らのいう平和的生存権は、原告らのいう宗教的人格権と同様に、概念そのものが抽象的かつ不明確であり、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法的効果等のいずれをみても極めて曖昧なものである。したがって、原告らのいう平和的生存権が、損害賠償の対象となり得るような、不法行為法上保護に値する法的利益であるとは認められない。

この点については、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385ページ）も、国との間の自衛隊基地建設用地の壳

買契約をめぐり、憲法前文及び9条が保障する平和的生存権等が侵害されたとして当該売買契約の有効性等が争われた百里基地訴訟において、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない旨判示し、平和的生存権の裁判規範性を明確に否定している。同判決の調査官解説（小倉頭・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度208ページ）が指摘するとおり、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえる」（225ページ）。

(イ) また、本件の同種訴訟においても、以下のとおり、高裁レベルで同様の判断が繰り返されている。

a すなわち、内閣総理大臣が靖國神社に参拝したことにより平和的生存権等が侵害され、精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項に基づき慰謝料の支払を求めた事案について、福岡高等裁判所平成4年2月28日判決（判例時報1426号85ページ）は、「控訴人（引用者注：一審原告）らが、平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、そこからは控訴人の具体的な権利はもちろん具体的な法的利益を引き出すことはできないから、右の諸権利ないし法的利益を侵害された旨の控訴人の主張もまた失当である。」と判示し、請求を棄却した一審の判断を維持している。

b また、これと同様の事案について、大阪高等裁判所平成4年7月30日判決（訟務月報39巻5号827ページ）は、「いわゆる平和的生存権の権利としての内容は、抽象的で、いまだ、国民各個人に対して、法律上保護された具体的な権利ないし利益ではないと解す

べきであるから、右（引用者注：憲法）前文による権利を侵害されたとの控訴人らの主張も、採用できない。」と判示し、同様に請求を棄却した一审の判断を維持している。

ウ 小括

以上のとおり、原告らのいう「平和的生存権」は、損害賠償の対象となり得るような法的利益とは認められず、本件参拝によって原告らの平和的生存権が侵害されたとは認められない。

（4）在韓原告らの名誉権等の侵害がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、大韓民国（以下「韓国」という。）の国籍を有し、同国内に居住する原告ら（いずれの原告を指すのか必ずしも判然としないが、訴状別紙当事者目録に同国内の住所地が記載された原告を指すものと思われる。以下、「在韓原告」という。）の中には、被告靖國神社に合祀された者の遺族が含まれている（以下、当該原告を「遺族原告」という。）とする（ただし、いずれの原告が遺族原告であるのかは、原告らの主張によつても全く明らかでない。）。

その上で、原告らは、①被告靖國神社による戦没者の合祀行為は、在韓原告らの名誉権、民族的人格権、家族的な紐帯の中で戦没者である肉親を敬愛追慕する人格権、姓名権及び習俗的追悼権なる権利（以下「在韓原告の名誉権等」と総称する。）を侵害するものであるところ、②本件参拝は、被告靖國神社による合祀行為を肯定して、被合祀者の死に対する宗教的意味づけをより強固にし、被告靖國神社の教義を宣伝して被合祀者を同教義に沿って慰霊することを奨励するものであるから、上記①による在韓原告らの名誉権等の侵害を繰り返し、もって在韓原告らの名誉権等を侵害する旨主張をする（訴状第1の1(2)イ・7ページ、第6の7(3)・40、41ページ）。

イ 被告靖國神社の合祀が在韓原告らの名誉権等を侵害するものとは認められず、原告らの主張は前提を欠くこと

(7) 原告らの主張は、いずれの原告のいずれの時点におけるいずれの戦没者の合祀行為を問題にするかについて特定を欠くなどして失当であること

しかしながら、原告らの主張によても、前記アで述べたとおり、いずれの原告が遺族原告であるのか不明である上、被告靖國神社の合祀行為によって、なぜ遺族原告でない在韓原告らの名誉権等が侵害されるのか、全く明らかでない。

また、原告らは、本件参拝は、被告靖國神社の合祀行為を肯定するとともに、合祀によって在韓原告らが被った権利侵害を繰り返すものにはかならないと主張するところ、そもそも、いつの時点におけるいずれの戦没者の合祀行為を問題にするものかすら特定されておらず、主張自体失当である。

(イ) 被告靖國神社の合祀行為による法的利益の侵害がないことは裁判実務上確立していること

原告らが被告靖國神社の合祀行為によって侵害されたと主張する在韓原告らの名誉権等については、被合祀者の遺族らが同様の主張をして靖國神社に不法行為に基づく損害賠償を求めるなどした累次の訴訟において、権利ないし利益の侵害は認められない旨、既に繰り返し判断されている（①東京地裁平成18年5月25日判決・訟務月報54巻3号591ページ、同控訴審判決である東京高裁平成21年10月29日判決・訟務月報56巻8号2081ページ（東京1次ないし3次訴訟）、②大阪地裁平成21年2月26日判決・訟務月報55巻12号3342ページ、同控訴審判決である大阪高裁平成22年12月21日判決・判例時報2104号48ページ（大阪訴訟）、③那覇地裁平成22年10月2

6日判決・訟務月報57巻8号2133ページ、同控訴審判決である福岡高裁那覇支部平成23年9月6日判決・訟務月報57巻8号2200ページ（沖縄訴訟）、④東京地裁平成23年7月21日判決〔乙第3号証〕・訟務月報58巻10号3405号、同控訴審判決である東京高裁平成25年10月23日判決・平成23年（ネ）第5515号〔乙第4号証〕（東京4次訴訟）。

このように、靖國神社の合祀行為による在韓原告らの名誉権等の侵害が認められないことは、既に裁判実務上確立しているところであるが、念のため、以下、原告らの主張する各種の権利ないし利益ごとに個別に述べる。

(ウ) 名誉権の侵害がないこと

- a　原告らは、被告靖國神社の合祀によって「親日派等のラベリングによる社会的評価の低下」という在韓原告らの名誉権侵害があると主張する（訴状第6の7(3)・40, 41ページ）。
- b　しかしながら、そもそも、いかなる事実経過により在韓原告らのどのような社会的評価が低下したというのかは、原告らの主張によっても全く明らかでない。
- c　その点をおいても、不法行為法上保護に値する被侵害利益としての名誉（民法710条、723条）とは、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872ページ参照）をいい、名誉毀損とは、この「客観的な社会的評価を低下させる行為」（最高裁平成9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2024ページ）をいうものと解されている。

そうであるところ、被告靖國神社に合祀されること自体は、被合祀者が太平洋戦争において戦没したという事実を示すにすぎないから、

そのことが在韓原告らの品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について、客観的な社会的評価を低下させることにはならない。

したがって、被告靖國神社の合祀によって、在韓原告らの名誉権が侵害されたとはおよそ認められない（前掲東京地裁平成23年7月21日判決〔乙第3号証75ページ〕、前掲東京高裁平成25年10月23日判決〔乙第4号証18、19ページ〕等参照）。

(I) 民族的人格権なるものは法的利益となり得ないこと

a　原告らは、被告靖國神社の合祀によって、民族的人格権なるものが侵害された旨を主張する（訴状第6の7(3)・40、41ページ）。

b　しかしながら、原告らは、上記民族的人格権なるものについて「韓民族であることのアイデンティティー」（同40ページ）と説明するのみで、その具体的な権利内容、主体、法的効果等について何ら主張しておらず、これが不法行為法上保護に値する法的利益であるとは、およそ認められない（前掲東京地裁平成23年7月21日判決〔乙第3号証79ページ〕、前掲東京高裁平成25年10月23日判決〔乙第4号証20、21ページ〕等参照）。

(II) 家族的な紐帯の中で戦没者である肉親を敬愛追慕する人格権及び習俗的追悼権なるものは、法的利益となり得ないこと

a　原告らは、被告靖國神社の合祀によって、家族的な紐帯の中で戦没者である肉親を敬愛追慕する人格権及び「独自の靈魂觀にしたがって、親族の死を『慰靈追悼』する」という習俗的追悼権なるものが侵害された旨を主張する（訴状第6の7(3)・40、41ページ）。

b　原告らの主張する上記権利の具体的な内容は明らかでないが、結局のところ、合祀により、故人を敬愛追慕する在韓原告ら自身の心情ないし内心の宗教的感情が害された、あるいは、その習俗に従って親族を慰靈、追悼することを望む心情ないし内心の宗教的感情が害されたと

いうものにすぎない。

そして、前記(1)イ(ア)（11, 12ページ）及び(2)イ（13, 14ページ）で述べたとおり、何らの強制等を伴わずに単に宗教的感情を害されたというだけでは、不法行為法上保護に値する権利ないし法的利益の侵害とは認められないから、原告らの主張はやはり理由がない（前掲東京地裁平成23年7月21日判決〔乙第3号証73, 74ページ〕、前掲東京高裁平成25年10月23日判決〔乙第4号証18ページ〕等）。

(カ) 姓名権の侵害がないこと

- a　原告らは、被告靖國神社の合祀について「創氏改名による日本風氏名による合祀を行うもので、韓国人原告らの血縁関係や祖先を冒涜するもので韓国人原告らの姓名権を侵害する」と主張する（訴状第6の7(3)・40, 41ページ）。
- b　しかしながら、原告らは、そもそも、いつの時点におけるいかなる事実関係を前提として、姓名権が侵害されたと主張するものであるのか自体、明らかでなく、主張自体失当である。
- c　その点をおいても、他人からその氏名（ないし姓名）を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護に値し得る人格的な利益を有するものとしても、当該個人の明示的な意思に反して殊更に不正確な呼称をしたか、又は害意をもって不正確な呼称をしたなどの特段の事情がない限り、不正確に呼称したとしても違法な行為とはいえないところ（最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27ページ）、被告靖國神社が、被合祀者について、明示的な意思に反して殊更に不正確な呼称をしたといった特段の事情は認められない。
- d　したがって、被告靖國神社の合祀によって、在韓原告らの姓名権が

侵害されたとは認められない（前掲東京地裁平成23年7月21日判決〔乙第3号証78ページ〕参照）。

ウ 小括

以上のとおり、原告らのいう民族的人格権、家族的な紐帯の中で戦没者である肉親を敬愛追慕する人格権及び習俗的追悼権は、いずれも損害賠償の対象となり得るような法的利益とは認められず、また、被告靖國神社の合祀による在韓原告らの名誉権及び姓名権の侵害はないから、被告靖國神社の合祀が在韓原告らの名誉権等を侵害したとは認められない。したがって、原告らの主張は、被告靖國神社の合祀が在韓原告らの名誉権等を侵害したこと（上記ア①）を前提として、本件参拝により在韓原告らの名誉権等が侵害されたとする点（上記ア②）で、その前提を欠く上、そもそも、人が神社に参拝する行為自体は、およそ他人の名誉権等を侵害する性質のものではないから、失当である。

3 本件参拝は公務員の職務行為として行われたものではないこと

前記2で述べたとおり、本件参拝によって、原告らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない以上、原告らの本件各国賠請求は、その余の要件について判断するまでもなく理由がなく、速やかに乗却されるべきである。

したがって、その余の要件については検討するまでもないが、なお念のため、本件参拝は被告安倍が私人の立場で行ったものであり、内閣総理大臣の職務行為としてされたものではないことについて述べる。

(1)ア 被告安倍が平成25年12月26日に本件参拝を行った一連の行為の全容は、靖國神社に赴き、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳し、鎮靈社を参拝した後、本殿入口で一礼し、本殿内で2回礼をし、2回拍手し、更に一礼して参拝したこと、私費で献花料10万円を支払い献花したことによ

きるところ、被告安倍が靖國神社に赴いて参拝した上記行為を客観的にみれば、これは、被告安倍が、専ら個人的な信条に基づき、戦没者の靈に拝礼したものであり、元来純然たる私的行為として、被告安倍に憲法20条1項により保障されるべき信教の自由の範ちゅうに属する事柄である。

イ 被告安倍本人の意思、判断をみても、同人は、本件参拝後、本件参拝について、「この参拝は、私人の立場で行ったもの」であると明確に述べている（乙第5号証・第186回国会参議院会議録第2号4ページ）。

ウ また、本件参拝の位置づけをみても、本件参拝は、閣議決定等により政府の行事として実施することが決定されたものでもない。

内閣官房長官も、本件参拝当日、記者会見において、「今回、総理はですね、私人の立場で靖國神社（を）参拝されたものと承知しており、これは個人の信教の自由に関する問題であり、政府としてはこれは立ち入るべきじゃないというふうに思います。」と発言しており、政府の見解として、本件参拝は私人の立場での参拝であると理解されている（首相官邸ホームページ・内閣官房長官記者会見「平成25年12月26日（木）午後」参照）。

エ そして、上記アのとおり、被告安倍は、献花料10万円を私費で支払っており、本件参拝に当たり、玉ぐし料等の経費が公費から支出された事実はない。

オ なお、本件参拝の際、被告安倍は「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳し、本殿の入口の両側に置いてあった花には「内閣総理大臣 安倍晋三」と書かれた札が付されていたが、「内閣総理大臣」の記載は、被告安倍の地位を示す肩書として付されたものであって、その地位にある個人を表わす場合にも慣例としてしばしば用いられているものである。したがって、肩書を付したことで、私人の立場を離れたものと考えることはできない。

また、本件参拝に際して、被告安倍は公用車を利用しているが、内閣總

理大臣を含む閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しているものであり、公用車を利用したことによって、被告安倍の行動が個人の立場を離れたものとなるわけではない。

これらの点については、東京高等裁判所平成17年9月29日判決（訟務月報52巻9号2801ページ）も、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した行為に関し、内閣総理大臣の肩書を付して記帳したことや、内閣総理大臣の肩書を付した名札が献花に付されていたこと、靖國神社への往復に公用車を用いたこと等をもって、参拝を行った一連の行為が内閣総理大臣の職務行為として行われたことになると評価することはできない旨判示し、上記と同様の判断を示している。

カ 以上の事情に照らせば、被告安倍による本件参拝が、内閣総理大臣の職務行為として行われたものであるとは認められない。

(2) このことは、神社等への参拝行為が内閣総理大臣としての資格で行われたか否かを区別する基準に係る政府統一見解に照らしても明らかである。

すなわち、上記基準については、昭和53年10月17日、安倍晋太郎内閣官房長官が、参議院内閣委員会において、以下のとおり政府の統一見解を示している（乙第6号証・第85回国会参議院内閣委員会会議録第2号2ページ）。

同日、同官房長官は、「内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、個人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であって」、「神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであ」ることを前提に、「特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されたとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り」個人の立場での行動と見るべきであるとし

た。また、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しているから、「公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない」し、その地位にある個人を表す場合に肩書きを付すことも、慣例としてしばしばあるから、記帳に当たり「肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えることはできない。」としている。

上記政府統一見解は、内閣総理大臣その他の国務大臣が私人の立場で有する信教の自由等の人権との調和を図りつつ、客観的かつ合理的な基準を示したものであり、その後も重ねて明らかにされてきたものであり（乙第7号証・第154回国会参議院厚生労働委員会会議録第5号3ページ参照）、政府は、三十数年にわたり、内閣総理大臣その他の国務大臣の神社等への参拝の公私の別については、この政府統一見解に基づいて判断してきている。

したがって、内閣総理大臣の地位にある者が、行政府の長として政府の統一見解に基づいて行動することはいうまでもないところ、上記(1)のとおり、本件参拝は、政府の行事として実施することが決定されたものではなく、玉ぐし料等の経費を公費で支出した事情もないであるから、上記政府統一見解に照らしても、内閣総理大臣の資格で行われたものでないことが明白である。

(3) 以上のとおり、本件参拝は、被告安倍が私人の立場で行ったものであり、内閣総理大臣としての資格で行われたものではなく、公務員の職務行為として行われたものではないことは明らかである。したがって、原告らの本件各國賠請求は、この点においても国賠法1条1項の要件を具備せず、理由がない。

第6 結語

以上のとおり、本件各違憲確認請求に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法

であるから、速やかに却下されるべきであり、また、本件各国賠請求は、国賠法1条1項の要件を具備しないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。